

Title	平成十七年度一学期法学部試験問題
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2006, 55(6), p. 285-303
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55145
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

▼法学概論 …………… 高田 篤教授

福井康太助教授

田中宏治助教授

問題1 公法の基本型式について、それは何を目的とするのか。また、それはどのような手段を取るのか。それぞれについて簡潔に説明せよ。

問題2 客Yは、女給Xの歓心を買うために、大金を贈る約束をXと交わし、それを紙に書き、証としてXに渡した。XはYに対して、その大金を求めることができらるだろうか。

法的三段論法を用いて、六〇〇字以上八〇〇字以内で説明しなさい。

問題3 「法律上の争訟」(裁判所法三条一項)と実際の「もめごと」とのギャップについて、簡潔に論じなさい。

▼政治学概論 …………… 河田潤一教授
尹 景徹教授

問題1 (1)、(2)とも答えなさい。

- (1) 政党 (political party) について説明しなさい。
- (2) 以下の八つの語から最も関連深いもの同士の組(ペア)を四つ作り、その組を例えば①-②のように解答用紙に書いてください。

紙に書いてください。

- ① 静かな革命 (silent revolution)
- ② 社会的亀裂 (social cleavage)
- ③ マシーン政治 (米国シカゴ市)
- ④ ミシガン・モデル
- ⑤ 政党帰属意識 (party identification)
- ⑥ リチャード・テイリー (Richard Daley)
- ⑦ スタイン・ロッカ (Stein Rokkan)
- ⑧ ロナルド・イングルハート (Ronald Inglehart)

問題II

(1) 第二次大戦後の冷戦 (Cold War) について論じなさい。

(2) 次の事項を二行以内で説明しなさい。

- ① NPT
- ② 「米朝枠組み合意」
- ③ SALT
- ④ ユニラテラリズム (unilateralism)

▼憲法I …………… 高田 篤教授

下記の設問1、2それぞれについて解答せよ。

設問1

明治憲法の特徴的内容を示すと同時に、何故明治憲法がそのような内容で成立したのか、それは施行当初において憲法起草者の意図通りに運用され得たのか、について、当

時の日本における政治的文脈と関連づけながら説明せよ。

設問2

日本国憲法の下における国民主権原理の意義について、特に一九七〇年代以降の学説の展開をふまえてつ、述べよ。

▼行政法Ⅰ

次の四問のうち、一問を選択して解答せよ。

村上武則教授

(1) 行政法と民法との関係について、行政法の特徴を指摘しながら論じてみよ。

(2) 行政手続法の意義は何か。そして行政手続法の申請に對する処分手続と届出手続はどのように違うのだろうか。さらに届出手続の意義は何なのだろうか。住民基本台帳

法の転入届出や住民票の作成などにふれながら論じてみよ。

(3) 公定力の意義と限界について述べてみよ。

(4) 法治主義は行政に對して何を求めているのか論じてみよ。

▼行政法3

次の三問の中から二問を選択して答えなさい。

大久保規子教授

1 行政不服申立ては、行政訴訟と比較して、どのようなメリットとデメリットを有するかを述べたうえで、行政不服申立制度の改革の方向性について、自分の意見を展開しなさい。

2 処分取消訴訟の原告適格は、どのような人に認められる

べきか。従来の判例の傾向と二〇〇四年行政事件訴訟法改正の概要を述べたうえで、自分の意見を展開しなさい。

3

従来の行政訴訟制度には、どのような課題があったか（原告適格問題を除く）を具体的に述べたうえで、二〇〇四年行政事件訴訟法改正を評価しなさい。

▼刑法Ⅰ

以下の問題の中から、二問を選択して解答しなさい。佐久間修教授

(1) 以下に掲げた①の設例について、②の事案との違いに言

及しながら、甲の罪責を論じなさい。ただし、甲及び丙の責任能力については、括弧内に記載した状態であったとする。

① 甲は、自分の酒癖の悪いことを熟知していたが、コンパの席で酒の勢いを借りて、折り合いの悪い上司の乙を殴ってやろうと計画した。事件当日、甲は、上記の目的で大量のウイスキーを飲んだ結果、重度の病的酩酊に陥って意識朦朧となり（心神喪失状態）、乙の頭部をウイスキーの瓶で殴って重傷を負わせた。

② 丙は、事件当日、妻の丁と口論になった際、丁に対して殴ったり、蹴ったりして暴行を加えた後、いつもの習慣で夕方から焼酎を飲み始めた。丙は、飲酒する間も繰り返し丁に暴行を加えたが、次第に酩酊の度を深めた結果、数時間後には、複雑酩酊の状態に陥って（心神耗弱状態）、手近の棒を掴んで丁を殴って死亡させた。

(2) 左記の事件で、裁判所が検察官の主張を斥けた意義について、錯誤論の見地から説明しなさい。

【事件の概要】 被告人AとBは、殺意をもって標的のXに向けて拳銃を発射し、Xを殺害しただけでなく、周囲にいたYとZにも弾丸を命中させて、Yを殺害する一方、Zにも重傷を負わせた。原審は、XとYに対する殺人既遂罪とZに対する殺人未遂罪の成立を肯定したところ、検察官・弁護人の双方が量刑不当を理由に控訴した。その際、検察官は、Y及びZに対する各殺意を主張せず、打撃(方法)の錯誤と構成して、殺人既遂罪及び殺人未遂罪が成立すると述べたが、同時に、Y及びZに対する各殺意に基づく殺人既遂と同未遂の事実を認めて、この点を量刑上も考慮すべきだと主張した。裁判所は、これらの罪について、その罪名どおりの各故意責任を追及することは許されないと判断した上で、各控訴を棄却した。

(3) 以下の設例中の甲女の罪責について、その処罰根拠を示しつつ論じなさい。

甲女は、前夫との間にもうけた子供A(当時3歳)を連れて、乙と内縁関係に入ったが、その後、乙がAにせっかんなを繰り返すようになった。甲女は、Aの親権者兼監護者として、Aを保護すべき立場にあるにもかかわらず、事件当日、乙がAに対して暴行を加えようとしたとき、これを認識しながら、何らの措置を採ることもなく放置した結果、

乙の暴行により脳内出血等の障害を負ったAを死亡させたものである。

なお、甲女は、乙に対する強い執着心から、乙に嫌われることを恐れて、その機嫌をうかがう余り、乙のAに対する暴力について、見て見ぬ振りをしてきた。また、乙の犯行が発覚した際、乙の身代わり犯人となることを決意し、医師の通報で右病院に来た警察官に対して、自分の犯行である旨の虚偽の申告をしている。他方、甲女は、事件当時、第二子を懐胎中であったため、乙の暴行を實力で阻止するのは困難な状況にあった。

▼刑法2 ……………安田拓人助教授

◆A群より一問、B群より一問を選んで、解答しなさい。

A群

第1問 不作為による遺棄が刑法二一七条の単純遺棄罪によって処罰されるかについて、刑法二二八条の保護責任者遺棄罪との関わりで論じなさい。

第2問 詐欺罪における処分行為(交付行為)の要件につき問題となる点を論じなさい。

B群

第1問 多額の借金を抱えたXは、深夜、自殺する目的で、自らが所有する、堂島の二〇階建て高層マンションの二階にあるブティック内で、ガソリンを撒き、しばらくこれまでの人生を感慨深げに振り返った後、この世の最後の衣服

だと思って煙草を吸うためライターの火をつけたところ、
気化していたガソリンに引火し、婦人服や木製陳列棚を焼
失させた。

このマンションは、完全耐火構造を売り物にしており、
X自身は、そのことを信頼して、上の階の居住者に迷
惑をかけることはないと考えていたが、実際には通気孔の
構造などから、すぐ上の階の部屋には火の粉が舞い上がる
おそれが十分にあったものであり、Xのブティックから出
た火の粉が、三階に住むY宅に飛び火し、木の素材をふん
だんに取り入れた暮らしをモットーにしていたため、室内
に木製材料が相当に使われていたYの居室の壁約一〇平方
メートルを燃焼させた時点で、駆けつけた消防隊員により
消しとめられたものである。

Xの罪責を論じなさい。

第2問 指名手配中のXは、生活費に窮したことから、Aと
いう偽名を用いて就職して生活費にあてようと考え、いず
れも虚偽の氏名、生年月日、現住所を記載し、その名前の
下に「A」の姓を刻した印鑑を押捺し、自己の顔写真を貼
付した履歴書を作成し、これを就職を希望するB社に提出
して担当者に閲読させたほか、同社に採用されると、同社
において、押印のあるA名義の雇用契約書、賃金控除同意
書、給与振込依頼書を作成し、担当者に一括して提出した。

Xの罪責を論じなさい。

▼国際法1 村上正直教授

1 次の設例を読み、設問に回答しなさい。

【設例】 A国では、大統領Xの独裁体制や国民に対する人権
侵害、X政権中枢部の腐敗などに対する国民の不満が高
まっていた。また、Xは、隣国であるB国のS地域が歴史
的にみてA国の固有の領土であると主張していた。

A国軍の幹部Yは、国民の不満は当然であり、また、S
地域に対するXの主張には理由がないと考えていたが、X
からS地域へのA国軍の侵攻計画の策定を命じられたこと
を契機として、X政権の存続は国内的にも国際的に有害で
あると判断した。そこで、YはX政権を打倒するためにA
国軍によるクーデタを計画するとともに、B国に対して、
密かに、S地域へのA国軍の侵攻計画があることを伝達し、
あわせて、S地域に対するA国の主張は今後一切行
わないことを確約し、そのみかえりとして、Yによるクー
デタに対するB国軍の支援を求めた。S地域に対するA国
の主張の主張に脅威を感じていたB国は、これに応じた。

Yは、二〇〇二年五月にA国において軍事クーデタを決
行し、B国軍もYのクーデタを支援する目的でA国に侵入
した。クーデタ派のA国軍とこれを支援するB国軍は、ま
もなくA国の首都を制圧した。Xは、Xを支持する精鋭部
隊を含むA国軍の約1/3の勢力とともに、A国南部に位
置し、同国経済の中枢のひとつでもあるT州に逃れた。X

の支持勢力は、なお有力であり、T州を基盤としてYと対抗しうる能力を保っていた。しかし、Yは、首都を制圧した時点で、政治的に有利にことを進め、また、B国軍の助力によりX勢力を押しさえ込むことが可能であると考え、国民及び全世界に向けて新政権樹立と臨時大統領就任を宣言した。それに対して、B国は直ちにY政権を承認した。

その後、Y政権は国内で民主化や腐敗の一掃を強力にすすめ、やがて、国民の多数の支持を得た。それにともない、Xの支持勢力は衰え、二〇〇三年七月にXも国外に逃れた。二〇〇四年一月、Yは、B国と協議し、両者間で、Y政権存続のためにはもはやB国軍の支援は必要がないとの認識で一致したため、B国軍はA国から撤退した。B国軍の撤退後、A国では、二〇〇五年四月に新憲法が發布され、六月に施行された。憲法の施行にともない、Yは臨時大統領職を辞し、七月に新憲法の下で行われた大統領選挙に立候補し、Yが大統領に選出された。また、同時に行われた議会選挙においても、Yを党首とする政党が過半数をはるかに超える議席を得た。Yの要請で大統領選挙及び議会選挙を監視した国連の選挙監視団は、いずれの選挙も公正に行われたと宣言した。

C国は、従来、クーデタによる政権掌握を批判し、国際法上、新憲法の制定とそれに基づく総選挙を行うことがY政権承認の不可欠の条件であるとしてきたが、二〇〇五年

七月二十八日、この条件が満たされたとして、Y政権を承認した。

【設問】 B国及びC国によるY政権の承認に関して国際法上の問題を指摘し、それについて論じなさい。なお、B国及びC国のいずれも政府承認制度を廃止していない。

2 次の2問のなかから、1問を選択して回答しなさい。

(1) 領海における無害通航権と国際海峡における通過通航権について述べなさい。

(2) 「海底及びその下」の区域を国際法上の地位に従って分類し、それぞれの区域に適用される国際法原則の要点を述べなさい。

▼民法I ………………松川正毅教授

左記の問に答えよ。

1) 民法九四条二項の類推適用について述べよ。

2) 左記の小問について簡単に解説せよ。

1 未成年者のなした法律行為は、未成年者自ら取消することができるか？

2 Aは成人である。一四歳のBに対して、A所有のペンを預けていた。BはAの代理人であると詐術をもちい信じさせ、このペンをCに売却した。このような場合、Bの両親はBの行為を取消すことは可能か？また、CはAに対して追認をしよう求めることは可能か？

3 消滅時効が完成しているのを知らずに、債権者に対し

て、「確かにお借りしていますので、支払います」と回答した場合には、もはや時効を援用できないのか？

4 Aは、Bから車を購入し代金を支払ったが、購入時、当該車の登録はC名義であった。Aは所有権を取得する
か？

5 Aは強迫を受けて骨董の絵画をBに売却してしまった。この絵画は、BからCに売却され、現在Cの手もとにある。Cは強迫の事実を全く知らなかった。このような事情にある場合、Aは骨董の絵画の返還をCに請求することは可能か？

▼民法2 ……………田中宏治助教

【設問1】 Xは、Yからの中古車購入に際して、取引上要求される一般的な注意を払って点検していた。しかし、代金支払と引換えに引渡しを受けた後に、ブレーキに不具合を発見した。

XはYに対して、ブレーキの修理を求めることができるだろうか。

【設問2】 Aの過失による交通事故で軽傷を負ったXは、その治療に当たった医師Yの医療過誤によって重傷を負った。

XがYに対して損害賠償を請求するときの法律上の問題を説明せよ。

▼商法2 ……………山下真弘教授

左記の設問に簡潔に答えなさい。

(1) 現経営者の支配権維持を目的とする新株発行は、①どこが問題とされるのか。法令違反の新株発行と比較して説明しなさい。②仮に、その新株発行が会社の利益を図る目的でなされたのであれば、結果的に支配権維持につながっても許容されるか。その理由を説明しなさい。

(2) 左記の各項目について、説明しなさい。

- ① 株式交換・株式移転は完全親会社を創設する制度でもあるということの意味
 - ② 不正な行為をした取締役の解任方法
 - ③ 営業譲渡と会社分割の共通点と相違点
 - ④ 株主総会と取締役会とで特別利害関係人の取扱いに差異を生じる理由
 - ⑤ 準備金制度の存在理由
 - ⑥ 定款に記載のない財産引受の追認をめぐる議論の評価
- ▼商法3 ……………山下典孝助教
- 以下の三問中一問を選択し、解答しなさい。

第一問

保険契約者Aは、自己所有の自家用普通自動車に被保険自動車とする自家用自動車総合保険（SAP）契約をY損害保険会社の保険代理店Bと締結した。Aは、保険料分割払特約により、保険料の支払いを二回払いとし、第二回目以降の分割払保険料を毎月二六日に支払うこととしていた。Y社の保険料分割払特約五条では、「当会社は、保険契約者が第二

回目以降の分割保険料について、当該分割保険料を払込むべき払込期日後一ヶ月を経過した後もその払込を忘れたときは、その払込期日後に生じた事故については、保険金を支払いません」と規定し、保険者の免責が認められていた。

Aは、平成元年三月三日に第一回目の分割保険料の支払いを行ったが、同年五月二六日及び六月二六日までに支払わなければならない分割保険料の支払いを行わなかった。同年七月一四日、Y社の代理店であるBは、Aがこれまで、未払いとして分割保険料全ての元本に相当する金銭を、Aに代わってY社に対して支払った。Aは、同年七月一日の夕方より被保険自動車に乗って家を出て以来、行方が分からなくなっていたが、二年後の二月一日、T市の港の約三〇メートル先海底において、被保険自動車の中で白骨死体として発見された。Aの死亡時期については不明である。

Aの法定相続人である、Aの両親X、Yは、SAP契約における、自損事故保険契約及び搭乗者傷害保険契約に基づき、Y社に対して自損事故保険金及び搭乗者傷害保険金の支払いを求めた。

これに対して、Y社は、遅延分割払保険料等の支払いがあったことを理由として保険金の支払いを求める場合は、保険休止状態を解消させる事由は、契約者側であるX、Yにおいて主張立証する義務があるとして、その証明ができていないとして、保険金の支払いを拒んだ。X、Yの請求は認めら

れるのか。
第2問

夜な夜な近所の駐車場で大きな音を立てて暴走行為を繰り返す暴走族に腹を立てていた近所のAは、暴走族Xの運転する自動車が駐車場に停止した際に、暴走行為を阻止しようとする車のドアを開けようとしたが、それに逆上したXは、このまま車を発進させたならばAにケガをさせるかもしれないと認識しながら、車を急発進した。Aは車が急発進したことから慌てて、車の前方に飛び乗ったため、Xがさらに逆上して、車を左右に振り、Aを車から振り落とした。Aはその際に、手足に軽度のケガを負う程度であったが、頭の打ち所が悪く二日後に死亡した。XはY損害保険株式会社と任意自動車保険契約を締結していたが、当該保険契約に適用される約款には「保険契約者又は記名被保険者の故意によって生じた損害」には保険金を支払わない旨を規定した免責条項が置かれていた。この場合に、Y会社はこの免責条項を主張して、Xからの保険金支払を拒むことができるのか。

第3問

Aは妻Bと三歳になる長男Xがいたが、C女と不倫関係にあった。Aは、妻Bの存在が疎ましくなり、知り合いの暴力団組員Dと計画し、Bを保険契約者兼被保険者、死亡保険金四〇〇万円、保険金受取人をXとする保険契約に加入させ、その保険金の半分を分け前として渡すので、Bを殺害するよ

う依頼した。上記計画に従い、Aは、妻Bに生命保険の有用性をとぎ、万一病気になるたときに、自分や長男Xが困らないようにするために、保険に加入した方が良いと話をし、Y生命保険相互会社の外務員Eに来てもらい、保険契約者兼被保険者をB、保険金受取人をX、死亡保険金四〇〇万円とする障害・入院特約付生命保険契約を締結した。保険契約者はBとなっていたが、実際に保険料を支払ったのはAである。後日、告知も履行され、Y会社から保険証券が郵送され、保険契約は有効に成立した。その一〇日後の祝日、A、B及びXは、車で〇×山に登山に向かった。その際、待ち受けていたDによって、Bはガケから落とされ死亡した。当初警察は、事故によってBが死亡したものと考えていたが、その後、AとBとの夫婦仲や、事故直前に、Bが生命保険契約に加入していたこと、Dという人物が、頻りにAとあっていたこと、その他事故として不自然なことが多々見られた。そこで、A及びDに任意同行を求めたところ、Dが殺害を認め、Aも囑託殺人を依頼したことを認めた。Bの両親であり、Xの祖父母に当たるX、Xは、孫のXの後見人として、Y会社に対して死亡保険金四〇〇万円の支払を請求したが、Y会社は、商法六八〇条一項二号、三号を根拠に支払を拒んだ。Xらの請求は認められるのか。

▼知的財産法 …………… 茶園成樹教授

以下の三問に答えなさい。

- 1 特許法上の実施権について説明しなさい。
- 2 著作権法において定められている、技術的保護手段の回避規制について説明しなさい。
- 3 特許権侵害に関する均等論について説明しなさい。

▼民事訴訟法 …………… 池田辰夫教授
仁木恒夫助教

民事訴訟における主張・立証はどのような原則に基づき、誰の責任で行われるか。また主張・立証が不十分な場合には、どのように補完する制度となっているか論じなさい。

▼社会保障法 …………… 水島郁子助教
レポート

▼国際経済法 …………… 川瀬剛志助教
問題

以下の10問を読み、それぞれに含まれる判断または記述が、WTO協定および附属書の関連規定に照らして、法的に

—正しい場合には○を付けなさい。また、

—誤っている場合には×を付けた後に、一問あたり五行を目安にその理由及び正しい解釈とその帰結を簡単に記述しなさい。

ただし、

—全問に○、または全てに×を付けた場合、全問不正解とする。

その際、

―根拠となる法令の条文を詳しく項・号まで解答中に示すと。

―先例となるパネル・上級委員会の判断があれば、それにも言及し、事件名を明記すること。

なお、問題文中「WTO協定」とあるが、マラケシュ協定のみならず、附属書を含めた協定の総体を指すこととする。

1 X国は産業政策の一環として、国内企業が一定額以上の高額な国産工作機械を購入する場合、政府系金融機関を通じて市中金利の八割程度の低金利で購入資金を融資することを法律で定めた。X国産業省は、当該措置は工作機械の販売や購入などにおいて輸入品と国産品を直接差別するものではないので、GATT上差別的ではないと理解している。

2 X国は以前からオレンジとミカンの両方について、国産品・輸入品を問わずこれを販売する青果卸業者に売り上げに応じた補助金を出していた。Y国はこのうちオレンジについてのみX国へ輸出していた。前回のラウンドでY国はX国からオレンジについて関税譲許を受けている。やがてX国は、このうちオレンジについてのみ補助金の支払いを停止した。その結果、X国内ではオレンジの価格がミカンと比べ補助金だけ高くなり、オレンジの需要が落ち込んだ。当然、Y国からX国へのオレンジの輸出も減った。

パネルはX国の補助金停止はGATTに違反しないとし

ながらも、Y国の訴えを容れて、Y国の得た譲許の無効化・侵害が起きていると認定した。なお、Y国がオレンジの譲許を受けた前回ラウンド時のX国の関連法令を見ると、オレンジの補助金支出スキームにのみ期限がつけられていることが終了期日とともに明記してあった。

3 食品衛生関連の安全基準を定めるFAO・WHOの合同機関であるコーデックス委員会は、食品添加物 θ には長期・大量摂取の場合に発ガン性が認められることから、人間一人あたりの年間摂取量をある一定量以下に抑えるよう、勧告している。

これに対して、X国の国立食品衛生科学研究所の最新の調査結果によれば、添加物 θ の発ガン性はコーデックス委員会の認識よりもはるかに強く、発ガン防止には摂取量をコーデックス基準の五分の一に抑えるべきことが、科学的に実証された。これに従い、X国厚生省は θ の含まれる食品の販売を禁止、そのような食品の輸入も禁ずることにした。

しかし厚生省と協議したX国産業貿易省の担当官は、国際基準であるコーデックス基準がある以上、それより厳しい保護水準に基づいて輸入制限を課すことは、SPS協定において正当化できないと述べた。

4 日本の関税体系においては、WTO加盟国から輸入される産品には、いくつか定められる関税率のうち常に最低の

税率が適用される（但し特恵税率の場合は、指定された途上国およびFTAを締結したメキシコ、シンガポールについてのみ）。これは一般最恵国待遇原則の結果である。

5 WTO協定附属書2の紛争解決了解（DSU）においては、上級委員会の設置、厳格なスケジュール設定、ネガティブコンセンサスによるパネル設置・報告書採択の自動化、譲許停止の制度化などによって、いっそう裁判類似の司法化・自動化が達成された。このことにより、今やDSUの第一義的な目的は、国内における刑事裁判と同様に、速やかに無効化又は侵害を行っているとされる被申立国のWTO協定における法的責任を明らかにし、違反行為についてこれを非難・制裁することで、国際経済社会の秩序と正義を維持することにある。

6 X国とY国は従来から国境紛争が絶えず、断続的な交戦状態にあり、実質的には国交は断絶していた。昨年Y国のWTO加盟が決定した。加盟申請時点でY国の加盟について必要な多数決は十分に集まる見通しだったため、原加盟国であったX国は仕方なく反対しなかったが、Y国の加盟承認にあたり、X国はY国との間でWTO諸協定上の全ての権利・義務関係の適用を行わないことを宣言した。よって現在もX国はY国からの産品には高い関税を課し、また一部の品目は輸入制限を差別的に行っている。

7 X国商務省は、Y国産半導体メモリーについてダンピング

防止税を賦課した。X国商務省はダンピングマージンの認定にあたり、同一時期の正常価格として国内販売価格を選択し、それと輸出価格を同一時期の個別取引ごとに比較する方式を取った。国内販売数量は輸出数量のほぼ三分の一程度であり、コスト割れ販売は単発で行われることはあったが、継続的でなく、調査期間中（過去三年）の国内販売の九割以上はコスト割れ販売ではなかった。商務省は国内販売価格として小売店頭価格、輸出価格として工場からの輸出商社への販売価格をそれぞれ選択し、両者を比較した結果、調査期間中始どの取引について正のダンピングマージンを認定した。

8 GATT一九九条一項にある「事情の予見されなかった発展」要件は、セーフガード協定には規定されていない。しかしこのことは、セーフガード協定の解釈によれば、加盟国は当該要件の充足を立証せずにセーフガードを発動してよいことを意味しない。

9 X国はワインとウイスキーの販売について、輸入が多い前者については量販店での販売を規制しているのに対し、国産が主となる後者については同様の規制を設けなかった。これに対してY国は、当該規制をGATT三条四項のもとの同種の産品の差別であると主張し、パネルに紛争を付託したが、同パネルはGATT三条四項のもとで両者は同種ではないと判断した。

しかし上級委員会はパネルの同種の産品の解釈はGAT T三条四項のもとでは不当に狭く、これを誤りとし、更に誤った法解釈を基準として認定した事実についても、適切ではないとしてパネルの事実認定を取り消した。その結果、本件上級委員会は、申立国によりパネルに提出されていたマーケティングデータ等の証拠を再検討し、当事国に提出を求めたワインやウイスキーの飲み比べを行った。上級委員会はこの検討を踏まえ、両者の競争関係を認め、X国酒類販売規制のGAT T三条四項違反を改めて認定した。

10 数量制限の輸出国別割当については最恵国待遇原則とは異なる無差別原則の適用があり、そのため各輸出国へ全く同一量を割り当てることは義務づけられていない。

▼日本近代法史

……………中尾敏充教授

左記の(1)(2)(3)の問題から一問を選択し、(4)(5)の問題から一問を選択して、二問について答えなさい。

(1) 明治四年の戸籍法によって形成される「家」制度について論述しなさい。

(2) 明治前期の土地・建物・船舶の所有権及び担保権は、どのような制度によって公証されたのか、について説明するとともに、当初の制度には、どのような問題があり、どのように改正されたのか、について論述しなさい。

(3) 明治一七年の裁判制度の改革は、どのようなものであり、また、どのような意義があったといえるか、について論述

しなさい。

(4) 明治六年の太政官制の改革は、どのようなものであり、どのような意義があったといえるか、について説明するとともに、明治二年の内閣官制と比較して、どのような相違があったかについて、論述しなさい。

(5) 明治一一年制定のいわゆる三新法体制(明治一三年の区町村会法を含む)について論述しなさい。

▼ローマ法

……………林 智良教授

以下の三問から二問を選んで解答しなさい。

I この講義の内容を法知識の伝播という観点から整理して記述しなさい。

II 法学者の名望家的性格について説明しなさい。

III ローマにおける雇傭の法的構成と当事者の権利義務について説明しなさい。

▼法社会学

……………福井康太助教授

レポート
四つの課題のうちから一つを選んで五〇〇〇字程度で書いて下さい。

1 司法制度と裁判外紛争処理との役割分担について、昨年立法された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の内容を踏まえたうえで、持論を展開しなさい。持論を展開するに際しては反対説の立場に留意すること。

2 医療紛争の特殊性を踏まえた上で、医療紛争を解決する

ためにどのような手段が適切であるかについて論じなさい。
その際、裁判制度の長短、裁判外紛争処理の長短について
検討すること。

3 いくつかの具体的ケースを挙げながら、「過労」が発生
する職場の構造的要因について検討し、さらに、「過労」
に対抗するための法的手段の可能性と限界について論じな
さい。

4 ジェンダーの根底にある「らしさ」問題について説明し
たうえで、ジェンダーがもたらす社会的不平等の問題に対
抗するための法的施策（ポジティブ・アクション等）につ
いて論じなさい。

▼比較法文化論 ……………三阪佳弘教授

レポート

▼ヨーロッパ法 ……………キメスカンプ助教
適切な選択肢を選び、答案用紙に記号で答えなさい。適切
な選択肢は一つとは限らない。

1 E 国憲法条約批准手続のための国民投票が実施され、否
決されたのは、

- a ドイツである。
 - b フランスである。
 - c オランダである。
- 2 欧州共同体の原動機と呼ばれる機関は、
- a 閣僚理事会である。

b 欧州委員会である。
c 欧州議会である。

3 すべての加盟国において直接的及び一般的効力のある法
的活動とは、

- a 「指令」である。
- b 「命令（規則とも言う）」である。
- c 「意見」である。

4 「ルクセンブルクの妥協」によって、

- a 閣僚理事会における議決は、常に全会一致によること
になった。

- b 加盟国の重要な国家的利益の問題については、議決は
特定多数決によることになった。

- c 加盟国の重要な国家的利益の問題については、議決は
全会一致によることになった。

5 指令が、国内法化期限経過前に直接的効力を生じること
は、

- a ある。ただし、国内裁判所が必要と認める限りである。
- b ない。加盟国の国内法化を経ないで直接的効力が生じ
ることはない。この点で命令とは区別される。

- c ある。従来から存在している国内法も、指令と適合的
に解釈されなくてはならない。その意味で、国内法化期
限経過前の指令に直接的効力が認められることがある。

6 欧州裁判所の法務官（裁判所補佐官とも言う）に与えら

- れていないのは、
- 7 欧州石炭鉄鋼共同体設立時の加盟国に含まれないのは、
- a ドイツである。
 - b デンマークである。
 - c スイスである。
- 8 一九四九年五月五日に、
- a 欧州会議（欧州評議会又は欧州審議会とも言う）が設立された。
 - b 欧州経済共同体が設立された。
 - c 欧州人権裁判所が設立された。
- 9 欧州石炭鉄鋼共同体条約が設立したのは、
- a 一九四九年四月一八日である。
 - b 一九五一年四月一八日である。
 - c 一九六五年四月一八日である。
- 10 第二次共同体法とは、
- a 共同体の機関が立法する法である。
 - b 共同体の根拠条約である。
 - c 例えば、命令や指令である。
- 11 EU発足についての合意は、
- a マーストリヒト条約による。
- 12 EUとは、
- a それ自体が一つの共同体であり、欧州原子力共同体と並立するものである。
 - b 共同体と、共通外交安全保障政策及び警察刑事司法協力という二つの政策領域とをまとめたものである。
 - c 特定の領域だけでなく、包括的に、加盟国から統治権を授けられている組織である。
- 13 「先決判決手続（先決裁定手続とも言う）」とは、
- a ヨーロッパ法が適用される事件においては、その裁判の言渡し前に、欧州裁判所の判断を求めなくてはならない、という手続のことである。
 - b ヨーロッパ法の解釈適用について、国内裁判所が下級審であれば、欧州裁判所にその判断を求めることができ、最上級審であれば、欧州裁判所にその判断を求めなくてはならない、という手続のことである。
 - c 欧州裁判所は、加盟国内の事件がヨーロッパ法の適用される重要な事件だと判断すれば、事件を国内裁判所ではなく欧州裁判所に係属させることができる、という手続のことである。
- 14 欧州裁判所裁判官が少数意見を公表することは、
- a できる。

- b できない。
- c 法務官がこれを求めたときに限り、できる。
- 15 超国家性とは、
- a 加盟国が主体となつては十分に達成できず、共同体が主体となる方がより良く達成できる目的についてだけ、共同体は法的活動をなし得ることである。
- b 主権国家からその統治権の一部が委譲されて、主権国家に対して拘束力のある決定を下すことのできる主権国家間組織の法的性質である。
- c 政府間協働と同義であり、特定の政策について主権国家の統治権に認められる法的性質である。
- 16 補充性（補完性とも言う）の原則とは、
- a 加盟国が主体となつては十分に達成できず、共同体が主体となる方がより良く達成できる目的についてだけ、共同体は法的活動をなし得ることである。
- b 共同体の法的活動と重複する領域での加盟国の法的活動は、共同体の法的活動と少なくとも同程度に目的を達成できなくてはならないことである。
- c 共同体は、当事者の同意があるときに限り、法的活動ができるということである。
- 17 ニース条約批准手続において、可決までに二度の国民投票が行われた国は、
- a デンマークである。
- b アイルランドである。
- c フランスである。
- 18 共同体条約は数次の改正を経ているが、最新の改正は、
- a アムステルダム条約による。
- b マーストリヒト条約による。
- c ニース条約による。
- 19 欧州石炭鉄鋼共同体設立を提唱した政治家は、
- a ジャック・シラクである。
- b ロベール・シューマンである。
- c ヘルムート・コールである。
- 20 欧州石炭鉄鋼共同体設立を提唱した政治家は、
- a フランス人である。
- b ドイツ人である。
- c オランダ人である。
- 21 加盟国政府の首脳が構成員となるのは、
- a 欧州議会である。
- b 閣僚理事会である。
- c 欧州委員会である。
- 22 欧州議会議員が直接選挙によって選出されるようになったのは、
- a 一九七九年以降である。
- b 一九八七年以降である。
- c 一九九七年以降である。

- 23 欧州議会議員は、
- a 欧州国民の代表者である。
 - b 加盟国政府の代表者である。
 - c 加盟国国民の代表者である。
- 24 以下の立法手続のうちで、現在なお用いられているのは、
- a 共同決定 (Co-Decision) 手続である。
 - b 同意 (Assent) 手続である。
 - c 協力 (Cooperation) 手続である。
- 25 「異なる速度のヨーロッパ」という標語とは、
- a 個々の加盟国が、統合との関係で、他の国とは必ずしも同一ではない程度に協働することを指す。
 - b 「ルクセンブルクの妥協」によって解決した状態を指す。
 - c 一方では市場経済の方向で、他方では福祉国家の方向で、という二つの方向でヨーロッパは統合されてゆくことを指す。
- 26 欧州人権裁判所は、
- a 第一次共同体法に基づいて、第二次共同体法の審査権を有する欧州共同体の裁判所である。
 - b 欧州共同体の裁判所ではない。
 - c 欧州共同体の立法を人権の観点から審査するための裁判所である。
- 27 第二次共同体法とは、
- 28 条約の形式で加盟国が制定する法であり、共同体及びEUの根拠法である。
- a 条約の形式で加盟国が制定する法であり、共同体及びEUの根拠法である。
 - b 共同体の諸機関が主体となる法的活動である。
 - c 欧州石炭鉄鋼共同体設立法の別称である。
- 29 「特定多数決」で議決することができるのは、
- a 欧州委員会である。
 - b 閣僚理事会である。
 - c 欧州議会である。
- 30 「過半数決」の原則が認められるのは、
- a 欧州委員会である。
 - b 閣僚理事会である。
 - c 欧州議会である。
- 31 「過半数決」の原則によれば、
- a 議員数とその出身国の人口との比は常に一定であり、出身国の人口が少ないほど議員数も少なくなる。
 - b 人口が少ない国ほど相対的に一票の価値は大きくなる。

c 人口が多い国ほど相対的に一票の価値は大きくなる。
共同体機関について、

a 欧州裁判所は二審制である、と言える。
b 欧州委員会委員長を任命するのは欧州議会である、と
言える。

c 共同体機関の中では閣僚理事会こそが政府間機関の性質を有している、と言える。

▼アジア法論 ……………高見澤磨講師
レポート

▼政治学原論 ……………河田潤一教授
問1 七〇年代・八〇年代政治（日本）の特徴についてでき

るだけ詳しく論じなさい。

問2 以下の語について、簡潔に説明しなさい。

- (1) 社会資本 (social capital)
 - (2) ネオ・コーポラティズム (neo-corporatism)
 - (3) エスノ・ナシヨナリズム (ethno-nationalism)
- ▼日本政治思想史 ……………米原 謙教授

1 以下の文章は、徳富蘇峰が一八九四年から一九二四年までの二〇年間に書いた論説の一節である。これらの文書を参考にしながら、日清戦争から大正末までの蘇峰のナシヨナリズムがどのように変遷したかを説明しなさい。

A 「吾人は清国に勝つと同時に、世界にも打勝てり。吾人は知られたり。故に敬せられたり、故に畏れられたり、

故に適當の待遇を享けんとしつづある也」(『大日本膨張論』一八九四)

B 「吾人が露国と相争うは私争にあらず、公闘なり。一国のために戦うにあらず、世界のために戦うなり。正義もし我に与（くみ）せずんば、我は断じて剣を抜かし。文明もし我に随わずんば、我は決して砲門を開かじ」(『義戦の説』一九〇四)

C 「吾人がいわゆる白濁打破は、白人に向て挑戦するにあらずして、先づ自から国民としての人格を、彼等に識認せらる可き地歩を占むるにあり。誤解する勿れ、吾人は他の有色人種を統率して、白人種と争うにあらず。(中略) 吾人は口惜しながら、亜細亜の代表者となりて、白哲人種と抗衡するの野心なし」(『時務一家言』一九一三)

D 「亜細亜モンロー主義は、即ち日本人によりて、亜細亜を処理するの主義なり。誤解するなかれ、吾人は亜細亜より白人を駆逐するがごとき、偏狭なる意見を有するものにあらず。ただ白人の厄介にならぬまでのことなり。

白濁の跋扈を掃蕩するまでのことなり」(『大正の青年と帝国の前途』一九一六)

E 「米国の上下両院は、我が日本国民に向つて三斗の熱鉄汁を飲ましめた。(中略) 吾人は恥を知ると同時に、恥を忍ばねばならぬ。恥を忍ぶと同時に、如何にして恥を

雪ぐかを、熱図せねばならぬ」(『大和民族の醒覚』一九二四)

2 以下の文章は近世以後の著名な思想家の文章の一節である(時代順に並べてある)。著者名を書きなさい。

A 「先王の道は、先王の造る所なり。天地自然の道に非ざるなり」。

B 「独立不羈三千年來の大日本、一朝人の羈縛を受くること、血性ある者視るに忍ぶべけんや。那波列翁(ナポレオン)を起してフリーヘッドを唱ねば腹悶医し難し」。

C 「人々の脳髓は、過去思想の貯蓄なり。社会の事業は、過去思想の発出なり。(中略) 思想と事業と迭(たが)いに累なり、互いに聯なりて、以て迂曲の線を畫すること、是れ即ち萬国の歴史なり。思想、事業を生じ、事業、また思想を生じ、是の如くにして変転已まざること、是れ即ち進化神の行路なり。是故に進化神は、社会の頭上に蔽臨するに非ず、また社会の脚下に潜伏するに非ずして、人々の脳髓中に蟠踞する者なり」。

D 「いわゆる民本主義とは、法律の理論上主権の何人に行用するに当って、主権者は須らく一般民衆の利福並びに意向を重んずるを方針とすべしという主義である」。

E 「朝鮮、台湾、樺太、満州という如き、僅かばかりの土地を棄つることに依り広大なる支那の全土を我友とし、

進んで東洋の全体、否、世界の弱小国全体を我道徳の支持者とすることは、如何ばかりの利益であるか計り知れない」。

3 以下の語句について、三〇五行程度で簡潔に説明しなさい。

A 講座派マルクス主義

B 国体論

▼国際政治学

問1 「国家は力の体系であり、利益の体系であり、そして価値の体系である」(高坂正堯) という言葉を使って、現在のアメリカ外交を論じよ。

問2 以下の三つの言葉から二つを選んで簡単に説明せよ。

1 集団的自衛権

2 拡大抑止

3 帝国主義

▼行政学

戦後日本の行政の特徴について簡潔にまとめた上で、その特徴のうち、いかなる点がいかなる理由で改革されるべきと考えるのかを述べなさい。

▼比較政治

1 次の事項について四行程度で簡略に説明しなさい。

(1) ブレトン・ウッズ体制

(2) ドミノ理論

(3) 国共合作

II 次の二問のうち、一問を選択して答えなさい。

1 日清戦争について、次の四つの語句の説明を交えながら論述しなさい。

- (a) 東学党の乱
- (b) 天津条約
- (c) 利益線
- (d) 三国干渉

2 北朝鮮の核問題について、次の四つの語句の説明を交えながら論述しなさい。

- (a) NPT
- (b) 米朝枠組み合意
- (c) KEDO
- (d) 6カ国協議

▼外国語文献研究 1・2

重井輝忠 助教授

川瀬剛志 助教授

竹中 浩 教授

平常点

▼法医学

レポート

的場梁次 講師

▼法政計量論 2

問 1 省略

養老真一 助教

問 2 K首相は、内閣支持率が二五%を下回ったら辞職する

問 3 省略

問 4 次のような値段を下げていくオークションを考える。

オークションにある絵画が出版される。オークションの参加者はAとBの二人である。この絵画について、Aは一〇〇万円の価値があると考えており、一方Bは三〇〇万円の価値があると思っている。また、これら情報は公開されているとする。

最初、主催者は二五〇万円の値を提示する。ここで、まずAがこの値段で購入するかどうかの意思表示をする。次にBがこの値段で購入するかどうかの意思表示をする。Aのみ、もしくはBのみが購入の意思表示をした場合は、購入の意思表示をしたものが落札し、提示価格で絵画を購入する。両方が購入意思を示した場合は、確率1/2のくじ引きで購入者を決める。両方とも購入の意思表示をしなかった場合は、次に進む。

主催者は値段の提示を一五〇万円に下げて、同じ事を行なう。この場合も、両者が購入の意思表示をしなけれ

ば、主催者は値段の提示を五〇万円にして、また、同じことを行なう。この場合に双方とも購入の意思をしめさなければ、オークションは不成立で、双方とも利得はゼロであるとする。

以上のプロセスをゲームの木で表現し、サブゲーム完全均衡点を求めなさい。

(ヒント…最初の段階で双方とも購入の意思を示した場合を考える。するとAは確立1/2で絵を二五〇万円で購入することになる。購入した場合のAの利得は、(Aはこの絵画が一〇〇万円の価値があると思っているので)一〇〇万円―二五〇万円＝―一五〇万円となるが、Aが購入できる確立は1/2であるから、期待利得は―七五万円となる)

▼国際契約法

野村美明教授

問題一

「承諾の効力発生時期」、「遅延した承諾の扱い」、「申込に変更を加えた承諾の扱い」について、PICCと民法の規定等を挙げて、それぞれ比較しなさい。

問題二

古書の収集を唯一の趣味とする甲国の国際私法学者Aが、国際学術会議に参加するため乙国を訪れている。いつものように会議の間を縫って古書店を歩き回るAであるが、偶然にも古書店Bで、フリードリヒ・カール・フォン・サヴィ

ニー(一七七九―一八六一)著「現代ローマ法体系」第八巻の初版を見つけた。自らの幸運を喜びながらAは値段の交渉もせずに、同書の購入を申し出た。交渉はその場で成立したが、十分なお金を持ち合わせていなかったため、Aはとりあえず代金の半分をその場で支払い、残額を翌日に支払い、それと引換えに右古書の引渡を受ける約束をした。しかし、同日の深夜乙国に大地震が発生し、古書店は隣の雑貨店の類焼により焼失し、右古書も灰と化してしまった。

質問1

AとBの間の売買契約にPICCが適用されると仮定する(なお、消費者法は一切考慮しない)。AはBに対して、どのような救済を主張することができるか、条文を挙げて説明しなさい。

質問2

AとBの間の売買契約に日本民法が適用されると仮定する(なお、消費者法は一切考慮しない)。あなたはBの弁護士として、どのような法的助言をするのか、民法の条文を挙げて説明しなさい。

▼日本の法制度

瀬戸山晃一 講師

レポート